



情報(第 89 号)



令和 2 年 5 月 30 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

足立美術館：知る限り最も素晴らしい庭園（島根県安来市）

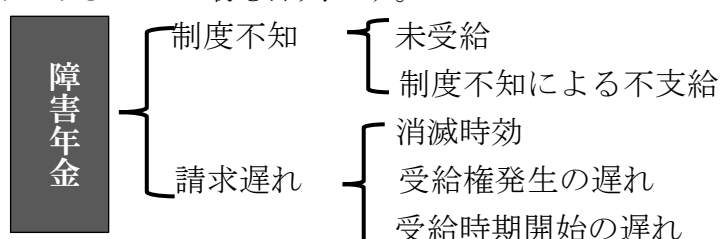
障害年金制度



1 法律(制度)の不知

世には沢山の法律があり、新立法がされ、また、日々改廃されています。立法、改正がされたときは、周知広報をすることになりますが、それを把握することは、實際上困難で、知らずに損をした、利益を得られなかったといったという事態が生じ、「法の不知」は救済されないことが原則です。

そして、不知による損失例が障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）には多いのです。これは次の二つに大別されます。この内、請求すれば受給できるのに未受給であることが最も深刻です。



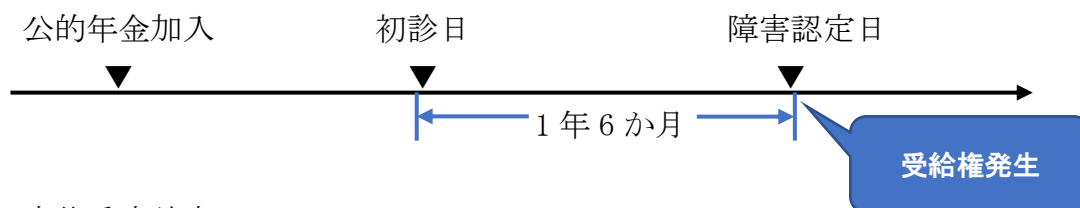
2 障害年金の受給権発生

老齢年金の受給要件は、一定年齢に到達したこと、被保険者期間（保険料納付済期間）が一定以上あるということですから、比較的単純です（いわゆるカラ期間による受給権発生があります）。

障害年金の受給権はこれに比べると複雑で、次の「本来請求」と「事後重症請求」とがあります。

(1) 本来請求

初診日から 1 年 6 か月経過した日（障害認定日）での障害状態を判定して、1 級から 3 級（障害基礎年金では 1 級又は 2 級、以下同じ）に該当すると障害年金の受給権が発生します。



(2) 事後重症請求

(1)の 1 年 6 か月経過した日時点では、1 級から 3 級に該当しなかったが、その後、障害状態に該当したとして請求したときで、1 級から 3 級に該当すると請求時点で受給権が発生します。



3 公的年金制度は保険制度

公的年金は、保険制度です。何を保険するかといえば、もしも障害者になったら、もしも遺族が残されたら、万一高齢者になったときの保障です。

保険とは、前記のような予測不可能な未知の事態に備えるもので、予め保険料を掛けていただくことが必要です。そのため、障害年金受給のための保険料納付要件があります。詳細まで解説する紙幅がありませんが、きちんと加入し保険料を納付しておけば誰でも満たします。

4 障害年金における損失

さて、不知によって如何なる事態になるか解説しましょう。保険料納付要件は満たしていることを前提とします。

(1) 未受給

例えば、人工透析を受けることになった（2 級に該当）、労働能力や日常生活能力に支障があるほどの精神病であるにもかかわらず、制度を知らず（ということは相談先も知らない）請求しないまま。

(2) 制度不知による不支給

人工透析、切断といった事態では、障害状態が誰の目にも明らかで、不支給となることはまずないでしょう。しかし、精神障害では、診断書や申立書において障害状態が客観的に明らかでないと、不支給となってしまいます。単に、必要書類がそろったというだけでは安心できません。

(3) 消滅時効

年金を受け取る権利は、5 年で時効消滅します。遅く請求したために受給できるものが受給できなくなった事例をよく見かけます。

(4) 受給権発生が遅れ

2 の(2)事後重症は、請求月に受給権が発生します。5 月 29 日に請求した場合と 6 月 1 日に請求した場合とでは、2 日間の差でも後者では 1 か月受給権発生が遅れてしまいます。

(5) 受給時期開始の遅れ

2 の(1)では、受給権は遡及して発生し、5 年以内では時効の問題はないとしても、利息がつくことはないし、受給しないまま生活してきたのですから損失があったことになります。

5 まず相談

障害状態となったときは、社会保険労務士又は年金事務所においてまずは相談することが必要です。

当法人では、障害年金の相談、手続きを承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>